第 4 章

報告書編

報告書付属資料

協働(コラボレーション)による自主防災組織の活性化の概念

自主防災組織の役割

初期消火、救出・救助、災害弱者保護 負傷者の応急救護・搬送、 安否確認、避難所の運営



現状と課題

役員の高齢化、後継者不足、 防災訓練のマンネリ化、 コミュニティ意識の希薄化

防災の知識と経験を有する人材等を活用した地域防災力の強化



様々な人、機関、団体が共に力を合わせて、 東海地震に立ち向う地域防災活動の姿

災害時に真に地域を守る防災活動が展開できる自主防災組織づくり

協働(コラボレーション)

「 防災士

・講演会等の講師

- ·防災訓練 指導
- ・防災マップ等 作成指導
- ·家庭内対策 指導

●自主防災組織

- ᅺᄼᄜᆒ
 - [消防団] ・講演会等の講師
 - ・防災訓練指導 (消火、応急救護、 救出・救助など)
 - ・防災マップ等 作成指導
 - ·家庭内対策指導

■ [災害ボランティア]

- ・講演会等の講師
- ・避難所の運営
- ・専門技術等の 活用(バイク団体、 アマチュア無線等)
- ・県外ボランティア の受入調整

事業所

- ・物資や資機材 の供与、貸与
- ・敷地等の開放
- •社員応援派遣
- ·合同防災訓練
- ・情報収集、提供

行政機関(県、市町村)、医療機関、学校、防災関係企業 など

協働による自主防災組織の活性化を図るために

- ・自主防災組織と防災関係団体等との連絡、交流促進
- ・地域防災活動の指導者の活用
- ・自主防災組織の連合化(ネットワーク化)
- ・協働型モデル防災訓練の実施

など

自主防災組織と主な防災関係団体等との協働・連携方策の例

災害発生時・緊 急 時			避難所の運営協力 応急救護、炊き出し、物資の搬送・配給、避難者への情報伝達、 災害弱者保護(要介護者、障害者等)、外国語通訳、手話通訳 専門技術等の活用 パイク愛好団体による災害状況目視・緊急物資搬送 アマチュア無線愛好団体による情報交信 救援救護団体による応急救護 県外がランティアの受入調整 県外から参集するボランティアの受入、案内・指示、各種調整	物資や資機材の活用(供与・貸与) 水、非常食、什器類、衣類、工具類、重機車両、自動車、医療・医薬品、消防機材、 発電機、照明器具、テントなど 敷地・施設の開放 避難地・避難所利用、緊急物資等の一時保管 社員の応援派遣 初期消火、救命・救護、救出・救助、災害弱者保護などの応援派遣 情報の収集や提供 企業独自の情報システムを活用した防災情報の収集や提供
平常時・訓練時	講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣 防災に関する知識を活用した最新情報の提供、地震のメカニズムや東海地震の切 迫性の解説、地域特性を踏まえた被害想定と防災対策の解説 実践的な防災訓練の実施、指導 イメージトレーニング(図上訓練)の実施、工夫を凝らした訓練の実施 防災マニュアル・防災マップ等の作成指導、協力 訓練手順等のマニュアル作成、防災施設場所や危険区域の把握、災害弱者世帯等 の把握図作成、各種台帳の整備 家庭内対策指導	講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣 防災対策や危機管理、地域防災活動のあり方の指導 地域特性を踏まえた被害想定と防災対策の解説 実践的な防災訓練の実施、指導 初期消火訓練、応急救護訓練、救出・救助訓練、防災資機材の操作訓練 防災マニュアル・防災マップ等の作成指導、協力 訓練手順や資機材使用方法等のマニュアル作成、防災施設場所や危険区域の把握、 災害弱者世帯等の把握図作成、各種台帳の整備 家庭内対策指導 耐震診断、家具固定、備蓄・非常特出品、安否確認、避難方法等の個別指導	講演会・研修会・出前講座等の開催、講師派遣 阪神・淡路大震災等の経験談や教訓アドバイス、専門的観点からの指導 避難所の運営訓練の実施 応急救護訓練、災害弱者保護、炊き出し訓練、物資の搬送・配給訓練 専門技術等の活用 パイク愛好団体による災害状況目視・緊急物資搬送訓練 アマテュア無線愛好団体による情報交信訓練、 教援救護団体による応急救護訓練 県外ボランティアの受入調整訓練 県外から参集するボランティアの受入訓練	敷地・施設の開放 地域との合同防災訓練会場に利用 社員教育 社員に対する防災教育、防災担当職員が地域に出向いての防災訓練指導 周辺地域との合同防災訓練の実施 周辺地域との合同防災訓練の実施
	冠 淡 十	当 克 団	災 害 ボランティア	企業(事業所)

連携の主体	(自主防災組織)と (防災士)	
	防災訓練の実施、地域の実態把握 家庭内対策の促進	
主体の役割	防災に関する知識の活用、訓練指導 家庭内対策などの個別指導	
老えられる浦増	の内容	

考えられる浬携の内谷 | 半吊時(訓練時)

発 災 時

(具体的内容)

- ・講演会、研修会等の講師
- ・訓練の指導、助言
- ・地域住民への防災意識啓発
- ・家庭内対策の個別指導
- ・防災情報の提供、解説
- ・各種防災マニュアルや防災マップの作成協力

連携の主体	(自主防災組織)と (消防団)
	最も身近な防災機関として、日頃から連携を図る。 地域の団員やOBの把握に努める。
主体の役割	消防団の持つ知識・技術・経験を活用して、自主防災組織に対する 各種の指導を行う。
考えられる連携	D内容 平常時 (訓練時) 発 災 時

- ・地域防災訓練の実技指導(初期消火、救出・救助など)
- ・応急救命講習の実施
- ・防災資機材の点検と操作指導
- ・各種防災マニュアルや防災マップの作成協力
- ・地域の危険物や消防水利、防災倉庫、避難地等の位置把握

連携の主体	(自主防災組織)と (災害ボランティアコーディネーター)
ナ体の仏型	地域の災害ボランティアコーディネーターの把握と連携 県外ボランティアの受入時の役割分担
主体の役割	地域防災訓練への積極参加 避難所の設営・運営の補助、協力
キョこ わっ 油地	である。 では、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

考えられる連携の内容 | 平常時(訓練時)

発 災 時

(具体的内容)

- ・連絡会議や合同訓練の実施
- ・県外からのボランティアの受入訓練の実施
- ・避難所の設営や運営訓練の実施
- ・備蓄防災用品の把握と防災マップづくり
- ・情報伝達訓練の実施
- ・阪神・淡路大震災等の実際の体験談の講演
- ・災害弱者支援

連携の主体	(自主防災組織)と (救護ボランティア)
土体の処割	救護ボランティアに所属している会員や看護婦OGの把握
主体の役割	救命救護の指導
考えられる連携	の内容 平常時(訓練時) 発災時

- ・地域防災訓練での応急救護、救命講習の実施
- ・発災時の応急救護、救命救護
- ・トリアージ協力
- ・要介護者等の支援、保護

3

連携の主体	(自主防災組織) ك	(救援バイク	ウボラン :	ティ	ア団体)
	地	域の被災状況の)把握						
主体の役割 	被	害情報の巡回目		紧急物資	資の搬送				
考えられる連携の内容		平常時 (〔訓練日	寺)		発	災	時	
	•								

(具体的内容)

- ・地域の被災状況の巡回目視
- ・防災情報の提供
- ・緊急物資の搬送

連携の主体	(自主	防災組織)	٤ (アマチュ	ア無線団体)	
主体の役割	アマチ	ュア無線団体	に所属し	ている会員の	の把握と日頃	頁の連携	
	防災情	報の交信					
考えられる連携	の内容	平常時(訂	練時)		発 災	時	

- ・電話が不通になった場合の地域情報の発信及び外部情報の受信
- ・情報交信訓練の実施

連携の主体	(自主防災組織)と (製造業事業所)
十件の仏型	協働に賛同する事業所の事前把握と防災担当者との連携
主体の役割	豊富な資機材や物資の供与・貸与、社員の応援、広大な敷地の 開放、合同訓練の実施などによる地域貢献

考えられる連携の内容 平常時(訓練時)

発 災 時

(具体的内容)

- ・工具、重機、発電機などの資機材の貸与
- ・工業用水や消火器などの供与
- ・社員の応援派遣
- ・敷地、グランドの一時避難地としての開放
- ・社員の防災教育
- ・合同防災訓練の実施

連携の主体	(自主防災組織)と (小売業、生協)
主体の役割	避難所等での必要物資の把握 購入パニックの抑制
	物資調達確保、適正供給 防災情報拠点としての情報掲示
考えられる連携	の内容 平常時(訓練時) 発災時

- ・物資の適正供給と避難所への配分
- ・地域における防災情報の提供

5

連携の主体	(自主防災組織)と (ガソリンスタンド)
	周辺での火災発生防止、周辺道路情報の提供
主体の役割	資機材の貸与、従業員の応援派遣・応急救護 緊急車両への安定給油
せっこ かっ 市場	- 스마호 - 프라마 (베셔마)

考えられる連携の内容 | 平常時(訓練時) 発 災 時

(具体的内容)

- ・工具類の貸与
- ・緊急車両、救援バイクボランティア団体等の車両への優先的燃料供給
- ・周辺住民の家族の安否情報掲示

連携の主体	(自主防災組織)と (特殊車両業界)
主体の役割	合同訓練の実施、地域にある業者の把握・連携
土体の役割	業務用重機・車両の活用 地域防災訓練への参加協力
考えられる連携	の内容 平常時(訓練時) 発災時

- ・合同訓練の企画
- ・クレーン車、レッカー車等の作業車の活用
- ・倒壊した建物の除去による救出救助
- ・避難路上の障害物の除去
- ・応急手当、救命の協力

6

連携の主体	(自主防災組織) ک	(バス	・タ	クシ-	-会补	仕)	
主体の役割	地	域の状況把握、	事前の過	連携							
土体の役割	無	線を使った被災	終情報の 係	云達							
考えられる連携	の内容	平常時 ([訓練時])				発	災	時	
	状況を行	〒政機関等へ伝 自主防災組織か		要請	を交信						

連携の主体	(自主防災組織)と (宿泊施設)
ナ体の処割	避難場所として使用できる施設の把握と事前の連携 日用品、医薬品等の確保
主体の役割 	屋内避難地としての施設開放
考えられる連携	の内容 平常時(訓練時) 発災時

(具体的内容)

- ・観光客や災害弱者等の避難受け入れ
- ・施設利用者の避難生活管理
- ・日用品、医薬品等の確保

連携の主体	(自主防災組織)と (防災資機材取扱業者)
主体の役割	業者の把握と連携 地域に配備・備蓄されている物資、資機材の維持管理
	防災関係用品の物資調達と安定供給 地域に配備・備蓄されている物資、資機材の維持管理
サニ こ ねってき	まる 上 中

考えられる連携の内容| (平常時(訓練時)

発 災 時

(具体的内容)

- ・消火器や資機材、非常食などの防災用品を扱う業者の把握
- ・平常時からの連絡調整
- ・定期的な資機材の点検(メンテナンス)
- ・地域防災訓練での資機材使用指導

連携の主体	(自主防災組織)と (特定用品販売業者)
主体の役割	業者の把握と連携
	災害弱者用の物資調達と安定供給
キ ラこわる 油堆	7. 中央 (制体件)

考えられる連携の内谷 | 半常時(訓練時)

- ・乳幼児、難病者、要介護者向けの日用品、医薬品等の確保
- ・調達された物品の円滑で適正な配布

連携の主体	(自主防災組織)と (医療機関・医師会)
主体の役割	応急救護、トリアージの協力、重傷者等の搬送 軽傷者の手当て、避難所、救護所周辺での混乱防止
	応急救護、トリアージの指導

考えられる連携の内容 平常時(訓練時)

発 災 時

(具体的内容)

- ・応急救護、トリアージ実施(訓練時、発災時)
- ・重傷者等の搬送、受入れ(訓練時、発災時)
- ・避難所、救護所周辺での混乱防止(発災時)
- ・避難所と救護所との間の情報伝達(発災時)

連携の主体	(自主防災組織)と (学 校)
主体の役割	避難所運営体制づくり、避難所の業務分担整理 子供たちに対する防災指導
	避難所の業務分担整理、避難所施設の管理 子供たちに対する防災教育
老えられる連携	の内容 平堂時 (訓練時) 発 災 時

- ・避難所の開設と円滑な運営体制の検討
- ・相互の業務分担の整理
- ・子供たちに対する防災教育
- ・合同防災訓練の実施
- ・避難者への適正な対応

仕組みの名称	防災士会の活動充実
仕組みの概要	 ・自主防災組織からの講師派遣依頼に対応する窓口となる防災士会の充実(事務局の運営) ・防災士の派遣体制を整備するための東中西部地域別の組織編成 ・人材派遣体制の整備
メリット	・防災士の約7割が加入しており、全体の意思統一が図りやすい ・講師等の派遣が容易
課題	・防災士会の知名度拡大 ・防災士会の運営経費の確保、捻出
必要経費	・事務局運営費、事務費

仕組みの名称	講師養成のための「講師マニュアル」の作成
仕組みの概要	・防災士全員が利用できる「講師マニュアル」の作成 ・定期的な防災研修の実施 ・講師派遣体制の整備
メリット	・講師をする場合の基準(レベル)の明確化・講師派遣体制の向上、講師受諾促進
課題	・最新防災情報の入手経路の確立・防災士の研修、勉強会の開催
必要経費	・マニュアル印刷経費 ・研修会、勉強会の開催経費 ・講師、指導者派遣体制の広報費

仕組みの名称	消防団と自主防災組織との調整窓口と団員派遣体制の整備
仕組みの概要	・消防本部や役場の消防団担当課に、自主防災組織から要請に応える 連絡窓口を設定する。 ・訓練指導等の要請があった場合、適当な団員を派遣
メリット	・窓口の一本化によりアクセスが容易となる ・都合のよい団員を選定できる
課題	・全ての消防本部、役場での統一的な運用
必要経費	

仕組みの名称	消防団関係の各種訓練計画に協働型訓練を盛り込む
仕組みの概要	・消防団から自主防災組織に対し、訓練計画や年間計画の作成を依頼 する際に、協働型訓練内容を盛り込む ・訓練の企画など定例的な連携会議を開催 ・協働型訓練の実施
メリット	・日ごろの連携強化の促進
課題	・総合防災訓練や地域防災訓練時における消防団の負担
必要経費	

仕組みの名称	災害対応ボランティア団体の登録制による活用
仕組みの概要	・災害時に地域貢献する意欲のあるボランティア団体を事前に登録化 ・登録データを広く P R し、活用を普及促進
メリット	・分野別、目的別に連携を図る相手方の団体が判明
課題	・自主防災組織とボランティア団体との積極的な連絡調整
必要経費	・登録データの作成費、広報費

仕組みの名称	アマチュア無線活用体制の整備
仕組みの概要	・発災時に通信不能に陥った場合、代替通信手段となるアマチュア無線を利用 ・日ごろから自主防災組織単位に専属の無線士を配備する体制にして おく
メリット	・通信不能時の代替通信手段の確保
課題	・専属的な人的配備ができるか ・無線使用の経費や負担の補償
必要経費	・アマチュア無線愛好団体への謝礼、協力費

仕組みの名称	商工会議所・商工会主体の防災啓発
仕組みの概要	 ・商工会議所等が主導して企業の防災対策の推進を図る。 ・会議所内に防災対策研究会などを設置して、会員自ら防災対策を研究 ・企業向けの防災教育資料の作成と配布 ・企業防災講演会、研修会等の主催 ・自主防災組織との積極的な連携
メリット	・企業(社員)の危機管理意識の高揚 ・地域貢献の促進 ・発災時の買い物パニック、便乗値上げ防止
課題	・企業の意識、関心の低さ ・防災関係行政機関との連携
必要経費	・会議、講演会等の開催費 ・資料作成費

仕組みの名称	防災資機材や物資を地域に提供した場合の優遇税制創設
仕組みの概要	・災害時に防災資機材や物資を地域に提供した場合の経理上の取り扱いを優遇 ・税法上の特典を創設
メリット	・制度支援による企業の取組促進
課題	・法令の改正(国等への要望) ・企業と自主防災組織との連携実績の少なさ
必要経費	

仕組みの名称	自主防災組織同士の連携強化
仕組みの概要	・近隣の自主防災組織との連絡会等の継続的開催 (意見交換会や交流会による情報共有化) ・合同防災訓練の実施
メリット	・他の組織の状況を理解することで、自らの取組の参考になる ・広域避難地域の場合など相互協力がスムーズになる ・防災情報の効率的な伝達が可能
課題	・自主防災組織と自治会との整合性が市町村により異なる
必要経費	・相互連絡に要する会合費

仕組みの名称	自主防災組織を専属的に指導できる人材の養成
仕組みの概要	・自主防災組織リーダー経験者、防災士、消防団員、防災関係機関 OBなど、防災の知識と経験を有する人材を県内共通の指導資格 者として認定し、自主防災組織を指導する
メリット	・家庭内対策指導や近隣対策指導などきめ細かい地域防災指導が可能 ・防災情報を県内隈なく効果的に伝達することができる
課題	・指導できる人材の確保 ・指導員研修など養成制度の構築
必要経費	・指導者の活動報酬費 ・研修開催費、資料作成費

仕組みの名称	協働の実践事例集の作成、配布
仕組みの概要	・県内各地における協働の実践例を把握・事例を取りまとめ、広く啓発する
メリット	・具体的に協働をイメージしやすく実行に移行できる ・他との比較により実践化への意欲が高まる ・情報の共有
課題	・事例収集に負担がかかる
必要経費	・事例調査費 ・印刷費

目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 県及び市町村の責務(第2条~第11条)
- 第3章 県民の責務(第12条~第14条)
- 第4章 既存建築物等の耐震性の向上(第15条~第20条)
- 第5章 地震発生時の緊急交通の確保(第21条~第30条)
- 第6章 被災建築物の応急危険度判定(第31条~第33条)
- 第7章 雑則(第34条~第38条)

附則

静岡県は、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき静岡県地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかし、平成7年1月17日に突然発生した阪神・淡路大震災は、改めて大地震の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

東海地震や神奈川県西部の地震などの大震災が予想される本県にとって、地震対策の 一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

また、地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠である。

この条例は、行政とともに県民がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明かにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、すべての人々の合意を示すものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町村並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。

第2章 県及び市町村の責務等

(県の責務)

- 第2条 県は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から県民の生命、 身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。
- 2 県は、市町村、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。
- 3 県は、市町村が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。
- 4 県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
- 5 県は、市町村と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による県民の防災行動力の向上に努めなければならない。
- 6 県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町村が行う自主防災組織の 育成を支援しなければならない。
- 7 県は、地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。)を明らかにし、市町村と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。

(他の地方公共団体等との協力)

- 第3条 県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。
- 2 県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

(資料、研究等の成果の公表)

第4条 県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

(職員の責務)

- 第5条 県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震 防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかなければならない。
- 2 県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したとき は、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

(市町村の責務)

- 第6条 市町村は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から住民の生命、 身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。
- 2 市町村は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災 計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づ くりに努めなければならない。
- 3 市町村は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に 市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。
- 4 市町村は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災 意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合し た住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。

(避難所運営体制の整備等)

第7条 県は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、市町村が行う避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

(地域防災技能者の育成)

第8条 県は、市町村と連携して、地震が発生した場合において地域における地震防災活動が積極的に行われるよう、消火、救出救助、応急手当等の地震防災に関する知識、技能等が習得できる講演会を開催する等により、地域における地震防災活動の中心となる者の育成に努めなければならない。

(災害弱者への配慮)

第9条 県は、市町村と連携して、障害者、高齢者、乳幼児、外国人その他の者で地震が発生した場合にその対応に困難を伴うことが予想されるものについて、避難誘導、介護支援等その困難の解消に配慮した地震対策を講ずるよう努めなければならない。

(災害ボランティア活動への支援)

第10条 県は、市町村と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない。

(残骸物の処理体制)

第11条 県は、地震により倒壊した建築物等の残骸物を速やかに除去できるよう、市町村が行う残骸物の処理に関する体制の整備に協力するものとする。

第3章 県民の責務

(県民の責務)

- 第12条 県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日ごろから、地震及び地震防災に関する知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。
- 2 県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。
- 3 県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の 防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって、冷静かつ積極的に行動す るよう努めなければならない。
- 4 県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努めなければならない。
- 5 県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震発生時の防災活動を円滑に行 うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めなければならない。

(自主防災組織の活動)

- 第13条 自主防災組織は、日ごろから、消火、救出救助、応急手当等について実践的な知識、技能等を有する者のみならず多くの人々の積極的な参加により組織の充実に努めるとともに、実践的かつ効果的な防災訓練の実施等によりその活動の強化に努めなければならない。
- 2 自主防災組織は、日ごろから、地震による地域の危険度、地域住民の居住状況等地域の現状を十分に把握し、防災のための資材及び機材を整備するよう努めなければならない。
- 3 自主防災組織は、地震が発生したときは、地域において、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第14条 事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、 地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に 努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動 に参加するための体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、日ごろから、その管理する施設及び施設の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、 地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急 手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。
- 4 事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

第4章(第15条)~第7章(第38条)...... 省略

自主防災組織活性化検討委員会名簿

(委員)

選任区分	氏 名	所属	部会			
自主防災組織	のぶさわ まさお 信澤 正男	裾野市峰下市ノ瀬自主防災会会長 県自主防災組織活動推進委員会委員長	防災士			
"	^{すずき つねなり} 鈴木 恒就	県社会福祉協議会参事兼福祉事業部長	災害 ボランティア			
"	いけだ こうぞう 池田 耕三	焼津市商工会議所議員 焼津市元防災委員	事業所			
"	ti 5 やま あきら 村山 旻	西国久保自主防災会防災委員 元富士市消防長	消防団			
"	まつの ひさし 松野 久	天竜市消防委員 元天竜市消防団団長	消防団			
"	くらた てるちか 倉田 昭殆	熱海市梅園町自主防災会長 熱海市自主防災連合会役員	事業所			
"	かとう みゆり 加藤美百合	下田市民生・児童委員 元南伊豆地域女性懇談会会長	防災士			
"	いまむら すみこ 今村 純子	元磐田市社会教育委員 元自治会女性部代表	災害 ボランティア			
"	tack ちゅうじ 春田 忠治	清水市自治会連合会副会長 同防災分科会会長	災害 ボランティア			
"	えま しげぉ 江間 重夫	浜北市高齢者ふれあい福祉センター館長 元浜北市消防長	消防団			
防災士	もりぐち おさむ 森口 修	防災士1期生、防災士会会長 清水市防災本部室長	防災士			
"	なかむら しんや 中村 晉也	防災士3期生 NTT西日本静岡支店企画部	防災士			
"	うんの まさお 海野 雅夫	防災士3期生 静岡市南消防署東豊田出張所	防災士			
"	つるた はるこ 鶴田 温子	防災士5期生	防災士			
消防団	いまい たかとし 今井 孝俊	磐田市消防団団長	消防団			
"	かわい としひこ 川合 敏彦	清水町消防団団長	消防団			
"	ぁさくら Uげき 浅倉 茂紀	長泉町消防団団長	消防団			
"	おやいづ せいいち 小柳津精市	静岡市消防団第2分団分団長	消防団			
災害ボランティア コーディネーター	こんどう ひさょし 近藤 久芳	災害ボランティアコーディネーター静岡県協議会長	災害 ボランティア			
"	おおぬき よしお 大貫 芳夫	災害ボランティアコーディネーター静岡県東部連絡会	災害 ボランティア			

選任区分	氏 名	所属	部会			
災害ボランティア コーディネーター	まざわ ひとし 小澤 均	災害ボランティアコーディネーター中部連絡会代表	災害 ボランティア			
"	いながき りょうぞう 稲垣 良三	災害ボランティアコーディネーター西部連絡会副会長	災害 ボランティア			
事業所	いしはら としお 石原 敏生	県石油商業組合専務理事	事業所			
"	^{すずき みちお} 鈴木 廸夫	東海パルプ 事務部安全管理者	事業所			
"	たなか たくみ 田中 巧	ヤマハ発動機 総務室総務グループリーダー	事業所			
"	うりゅう ひろし 瓜生 廣	山之内製薬 焼津事業場 製剤生産技術本部環境管理担当課長	事業所			

(行政機関)

行政機関区分	行政權	機関名	担当	課	担	当	者		部会		슾
市町村代表	下目	日市	総務	課	課長	高橋	久和	[方	災	±
"	熱消	与 市	防災	室	係長	田中	博	1	事	業	所
"	裾 里	予 市	生活環	境課	係長	市川	久高	ļ ļ	方	災	士
"	回	上市	防災対	策課	課長	小池	芳郎	3	肖	防	可
"	静	可市	防災	課	課長	久保E	田邦雄	災	災害ボランティア		ティア
"	焼	車市	総務企	画課	係長	平野	行洋	1	事	業	所
"	磐日	日市	地域振	興課	課長	橋本	芳孝	災	災害ボランティア		ティア
"	天章	1 市	生活環	境課	係長	花田	敏貞)	肖	防	可
"	浜は	七 市	生活環	境課	課長	鈴木	兼清)	肖	防	可
行政センター	伊	豆	総務防	災課	主幹	古屋	和澄	Į.	方	災	士
"	熱	海	総務防	災課	主幹	二木	務	1	事	業	所
"	東	部	総務防	災課	主幹	諸星	雅和	[方	災	士
"	富	士	総務防	災課	主幹	岩倉	一郎)	肖	防	团
"	中	部	総務防	災課	主幹	中園	孝信	災	害	ボラン	ティア
"	志太	榛原	総務防	災課	主幹	鈴木	庸正	1	事	業	所
"	中	遠	総務防	災課	主幹	佐藤	茂	災	害	ボラン	ティア
"	北	遠	総務防	災課	主幹	竹田	正)	肖	防	寸
"	西	部	総務防	災課	主幹	宮崎	_	7	肖	防	可
県防災局			防災対	策室	室長	杉崎	修二	i	<u>Z</u>	部	会
"			防災対	策室	主査	杉山	隆通	i	<u>Z</u>	部	会

作 成 平成14年3月

編集・発行 静岡県総務部防災局防災政策室

〒420-8601 静岡市追手町9-6

電 話 (054)221-2456 F A X (054)221-3252

E メール boukei@hq.pref.shizuoka.jp



